

ISIC：「2892 金属の処理・塗装業；料金制又は契約制による一般機械・エンジニアリング業」，「2893 刃物，手道具及び一般金物類製造業」，「2899 他に分類されないその他の金属製品製造業」，「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品，アルミニウム製台所・食卓用品，アルミニウム製飲料用缶，その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品，王冠等）

金属線製品：くぎ，金属製金網，PC鋼より線，鋼索，電気溶接棒

その他の金属製品（除別掲）：金属洋食器，金物（かぎ，錠，建築用金物，架線金物等），金属彫刻品，金属熱処理品，金庫，硬貨，金属製パッキン・ガスケット，金属板ネームプレート，金属製押し出しチューブ，金庫の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表において，「2649-09，-099その他の鉄鋼製品」に含まれていた「PC鋼より線」を本部門に統合。

## 8 一般機械，電気機械，輸送機械，精密機械，その他製造工業

列部門	3011-01	ボイラ
行部門	3011-011	ボイラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2813 蒸気発生装置製造業（セントラルヒーティング温水ボイラを除く。）」

〔生産物例示〕

煙管ボイラ，水管ボイラ，ボイラの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列・行部門「3011-01，-011ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-02	タービン
行部門	3011-021	タービン

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用，自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」

〔生産物例示〕

蒸気タービン，水力タービン，ガスタービン，蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列・行部門「3011-01，-011ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-03	原動機
行部門	3011-031	原動機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用，自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」

〔生産物例示〕

はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車（水カタービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

列部門	3012-01	運搬機械
行部門	3012-011	運搬機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業」

〔生産物例示〕

エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、索道、運搬機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3013-01	冷凍機・温湿調整装置
行部門	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2983「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

冷凍機、冷凍冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージタイプエアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-01	ポンプ及び圧縮機
行部門	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業」

〔生産物例示〕

単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-02	機械工具
行部門	3019-021	機械工具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2944「機械工具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2893 刃物、手道具及び一般金物製造業」

〔生産物例示〕

特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金業を除く）、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用付属品

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3019-03、-031機械工具」の行・列コードを「3019-02、-021」に変更。

列部門	3019-09	その他の一般産業機械及び装置
行部門	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2975「動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」、2976「工業窯炉製造業」、2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2913 軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業」、

「2914 かま、炉及び炉バーナ製造業」、

「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

変速機、歯車（プラスチック製を含む）、ローラチェーン、工業窯炉、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、個装・内装機械、外装・荷造機械、その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3021-01	鉱山・土木建設機械
行部門	3021-011	鉱山・土木建設機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類293「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2924 鉱業、採石業及び建設業用機械製造業」  
〔生産物例示〕

掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、装輪式トラクタ、装軌式トラクタ、鉱山・土木建設機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3022-01	化学機械
行部門	3022-011	化学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

分離機器、熱交換器（分縮機、熱換器を含む）、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解槽、乾燥機器、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、集じん機器、化学装置用タンク（固定式、浮屋根式、球形、その他）、化学機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3023-01	産業用ロボット
行部門	3023-011	産業用ロボット

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2919 その他の一般機械製造業」、 「2922 工作機械製造業」

〔生産物例示〕

マニュアル・マニプレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、知能ロボット、産業用ロボットの部分品・取付具・附属品

列部門	3024-01	金属工作機械
行部門	3024-011	金属工作機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2922 工作機械製造業」

〔生産物例示〕

旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3024-02	金属加工機械
行部門	3024-021	金属加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2942「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「2922 工作機械製造業」、 「2923 や金用機械製造業」

〔生産物例示〕

圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3029-01	農業機械
行部門	3029-011	農業機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 292「農業用機械製造業（農業用器具を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2921 農業及び林業用機械製造業」

〔生産物例示〕

動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、初すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲刈り取機、飼料機器、農業機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

農業用手道具は「2899-033刃物及び道具類」に、農業用トラクタは「3021-011鉱山・土木建設機械」にそれぞれ含まれ

る。

列部門	3029-02	繊維機械
行部門	3029-021	繊維機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類295「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2926 繊維, 衣服及び皮革製造機械製造業」

(生産物例示)

紡績機械, 織機, 編組機械, 染色整理機械, 繊維機械の部分品・取付具・附属品, 家庭用ミシン, 工業用ミシン

(変更点)

平成2年表の列・行部門「3019-02, -021ミシン・毛糸手編機械」のうちミシンを本部門に分割・統合。

なお, 毛糸・手編機械は「3031-09, -099その他の一般機械器具及び部品」に統合。

列部門	3029-03	食料品加工機械
行部門	3029-031	食料品加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2961「食料品加工機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2925 食料品, 飲料及びたばこ加工機械製造業」

(生産物例示)

穀物処理機械・同装置, 製パン・製菓機械・同装置, 醸造用機械, 牛乳加工・乳製品製造機械・同装置, 肉製品・水産製品製造機械, 食料品加工機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3029-04	半導体製造装置
行部門	3029-041	半導体製造装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2967「半導体製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2929 その他の特殊産業用機械製造業」

(生産物例示)

半導体製造装置 (液晶パネル製造装置を含む) :

マスク・レチル製造装置, ウェーハプロセス装置, 半導体チップ組立装置, ガラス基盤製造装置, カラーフィルタ製造装置, 同部分品・取付具・附属品

列部門	3029-09	その他の特殊産業機械
行部門	3029-091	製材・木工・合板機械
	3029-092	パルプ装置・製紙機械
	3029-093	印刷・製本・紙加工機械
	3029-094	鋳造装置
	3029-095	プラスチック加工機械
	3029-099	その他の特殊産業機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2962「木工機械製造業」, 2963「パルプ装置・製紙機械製造業」, 2964「印刷・製本・紙工機械製造業」, 2965「鋳造装置製造業」, 2966「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2929 その他の特殊産業用機械製造業」

(生産物例示)

製材・木工・合板機械: 製材機械 (帯のこ盤, 丸のこ盤等), 木工機械 (かんな盤, のこ盤, くぎ打機械等), 合板機械 (ベニヤレース, プレス, スライサ等), 製材・木工・合板機械の部分品・取付具・附属品

パルプ装置・製紙機械: パルプ製造機械・同装置 (割木機, 碎木機, リファイナー等), 製紙機械 (長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機, 断裁機, 巻取機, コーティングマシン等), パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品

印刷・製本・紙加工機械: 印刷機械 (とっ版印刷機械, 平版印刷機 (B3版以上), 特殊印刷機械, おう版印刷機等), 製本機械 (断裁機, 紙締機, 紙折機等), 紙工機械 (製箱機械, 段ボール製造機械, 袋・封筒製造機械, 紙コップ製造機等), 製版機械 (活字鋳造機, 写真植字機等), 印刷・製本・紙加工機械の部分品・取付具・附属品

鋳造装置: ダイカストマシン, 造型機, 型込機, 中子整形機, 特殊型造型機, 砂処理機械, 製品処理機械, 鋳型・鋳型定盤 (製鉄, 製鋼用に限る), 鋳造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械: 射出成形機, 押出成形機, 圧縮成形機, 中空成形機, 真空成形機, 発泡成形機, コーティング機, プラスチック蒸着めっき装置, プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

その他の特殊産業機械 (除別掲): ゴム工業用機械器具, ガラス工業用特殊機械, たばこ製造機械・同装置, 化学薬品・医薬品製造用特殊機械, 帽子製造機械, 皮革処理機械, 製靴機械, 鉛筆製造機械, 製缶機械, 窯業用特殊

機械、チェーンソー、集材機械、いかつり機械、オッターボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨機、マッチ製造機、のり刈取機、その他特殊産業用機械の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

行部門「3029-099その他の特殊産業機械（除別掲）」のうち、半導体製造装置を「3029-04半導体製造装置」として分割・特掲。

〔注意点〕

平成2年表において、行部門の名称を昭和60年表の「3029-091製材木工機械」から「製材・木工・合板機械」に変更。

列部門	3031-01	金型
行部門	3031-011	金型

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2929 その他の特殊産業用機械製造業」

〔生産物例示〕

プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型（ダイカスト用を含む）、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

列部門	3031-02	ベアリング
行部門	3031-021	ベアリング

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2994「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2913 軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業」

〔生産物例示〕

ころ軸受、玉軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

列部門	3031-09	その他の一般機械器具及び部品
行部門	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2982「毛糸手編機械製造業」、2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属品製造業」、2993「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業」、  
「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

毛糸手編機械、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・附属品、バルブ・コックの附属品、他に分類されない各種機械部分品

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3019-02、-021ミシン・毛糸手編機械」の毛糸手編機械を「3031-09、-099その他の一般機械器具及び部品」へ分割し、統合。

列部門	3111-01	複写機
行部門	3111-011	複写機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列部門	3111-09	その他の事務用機械
行部門	3111-091	電子式卓上計算機
	3111-092	ワードプロセッサ
	3111-099	その他の事務用機械（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

電子式卓上計算機：計算機械、電子式卓上計算機の部分品・取付具・附属品

ワードプロセッサ：ワードプロセッサ、ワードプロセッサの部分品・取付具・附属品

その他の事務用機械（除別掲）：会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、金銭登録機械（レジスタ）、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、オフセット印刷機（B3版未満）、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械（複写機を除く）の部分品・取付具・附

属品

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列部門「3111-01事務用機械」から「複写機」を分割。それに伴って、部門の名称を「3111-09その他の事務用機械」に変更。

プログラム言語を使用する電子計算機は、「3111-01、-011電子計算機本体」に含める。

そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は、「3119-02-021筆記具・文具」に含める。

列部門	3112-01	サービス用機器
行部門	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品

娯楽用機器：メリーゴーランド、パッチングマシン、パチンコ、スマートボール、業務用テレビゲーム、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品

その他のサービス用機器：業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用、民生用機械器具（両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等）、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

列部門	3211-01	電気音響機器
行部門	3211-011	電気音響機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビ・ラジオ受信（像）機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔生産物例示〕

ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、レコードプレーヤ、ハイファイ用増幅器、ハイファイ用自動車用スピーカーシステム、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気

音響機器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表の行・列部門「3212-09、-099その他の電気音響機器部分品・付属品」を「3211-01、-011電気音響機器」に統合。

〔注意点〕

平成2年表において、以下の変更を行った。

- 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気テープ、フレキシブルディスクを分割。それに伴って、部門の名称を昭和60年表の「3431-02、-021電気音響機器部分品・付属品」から「その他の電気音響機器部分品・付属品」に変更。
- 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気ヘッドを、「3359-09、-099その他の電子・通信機器部分品」に統合。

列部門	3211-02	ラジオ・テレビ受信機
行部門	3211-021	ラジオ・テレビ受信機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3043「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信（像）機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔生産物例示〕

ラジオ受信機、カラーテレビ受信機（キットを含む）、液晶テレビジョン受信機（キットを含む）

〔注意点〕

ラジオ・テレビジョン受信機の部分品・附属品は、「3359-09、-099その他の電子部品」に含める。

列部門	3211-03	ビデオ機器
行部門	3211-031	ビデオ機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3062「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信（像）機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔生産物例示〕

ビデオテープレコーダ（放送用を除く）、ビデオカメラ（放送用を除く）、ビデオディスクプレーヤ、ビデオ機器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表において、本部門の中に含まれていた録画済カセットテープ・ディスクを「3919-02情報記録物」へ統合した。

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「3211-03、-031磁気録画再生装置（VTR）」から「ビデオ機器」に変更。

列部門	3212-01	民生用電気機器
行部門	3212-011	民生用電気機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 302「民生用電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2930 他に分類されない民生用機械器具製造業」  
〔生産物例示〕

電気アイロン、電気こたつ、その他の暖房用・保温用電熱装置、電気がま、電子レンジ、扇風機、エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形）、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、ジューサ、理容用電気器具、民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

列・行部門「3211-09、-099その他の民生用電気機器」を「3212-01、-011民生用電気機器」に名称・コードを変更。

列部門	3311-01	電子計算機本体
行部門	3311-011	電子計算機本体

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機本体の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、制御用コンピュータ、電子計算機本体の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表において、本部門に含まれていたコンピュータ用ソフトを「3919-02情報記録物」に統合した。

列部門	3311-02	電子計算機付属装置
行部門	3311-021	電子計算機付属装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機付属装置の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

外部記憶装置（磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置）、入出力装置（キーボード、ラインプリンタ）、端末装置、電子計算機付属装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3321-01	有線電気通信機器
行部門	3321-011	有線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3220 テレビジョン・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業」

〔生産物例示〕

電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置

〔注意点〕

有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3359-09、-099その他の電子部品」に含める。

携帯電話及び簡易型携帯電話は「3321-02、-021無線電気通信機器」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話（PHS）として利用できるものは本部門に含める。また、本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3321-02、-021無線電気通信機器」に含める。

列部門	3321-02	無線電気通信機器
行部門	3321-021	無線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3220 テレビジョン・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業」

〔生産物例示〕

ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置（自動車電話、携帯電話及び簡易型携帯電話を含む）、携帯用無線通信装置、無線応用装置（カー・ナビゲーションシステムを含む）、その他の無線通信装置

列部門	3321-09	その他の電気通信機器
行部門	3321-099	その他の電気通信機器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

〔生産物例示〕

交通信号保安装置（電気通信装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐器、踏切しゃ断機等）、火災警報機、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号、交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3331-01	電子応用装置
行部門	3331-011	電子応用装置

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」、3062「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置（放送用を除く）、3063「医療用電子応用装置製造業」、3069「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信（像）機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」、「3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業（生産工程制御装置を除く。）」

〔生産物例示〕

医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、数値制御装置、産業用磁気録画再生装置（放送用を除く）、産業用テレビジョン装置、電子顕微鏡、レーザー装置、レーザー応用治療装置、ガイガー計数器、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3332-01	電気計測器
行部門	3332-011	電気計測器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業（生産工程制御装置を除く。）」、「3313 生産工程制御装置製造業」

〔生産物例示〕

電気指示計器（積算電力計、電流計、電圧計、電力計、周波数計等）、電気測定器（電圧標準計、電流標準計、回路計、周波数測定器、空中線測定器、回路素子測定器、伝送量測定器、半導体特性測定器）、心電計、工業計器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

列部門	3341-01	半導体素子・集積回路
行部門	3341-011	半導体素子
	3341-012	集積回路

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」及び3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業」

〔生産物例示〕

半導体素子：シリコンダイオード、整流素子、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子 集積回路：半導体集積回路、混成集積回路（薄膜、厚膜）、実装していない集積回路（輸出分）

〔注意点〕

半導体素子・集積回路の部品は、「3421-09、-099その他の電気機械器具」に含める。

列部門	3359-01	電子管
行部門	3359-011	電子管

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業」



〔生産物例示〕

送・受信管，整流管，マイクロ波管，ブラウン管，表示管，X線管，撮像管

〔注意点〕

電子管の部品は、「3421-09，-099その他の電気機械器具」に含める。

列部門	3359-02	液晶素子
行部門	3359-021	液晶素子

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3089「その他の電子部品製造業」のうち、液晶素子の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ・チューブ及びその他の電子部品製造業」

〔生産物例示〕

アクティブ型 (T F T型)，パッシブ型

〔変更点〕

新設

列部門	3359-03	磁気テープ・磁気ディスク
行部門	3359-031	磁気テープ・磁気ディスク

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3093「磁気テープ・磁気ディスク製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信 (像) 機，音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔品目例示〕

オーディオ・ビデオ用テープ，フレキシブルディスク，ディスク (記録されていないもの)

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3212-01，-011磁気テープ・フレキシブルディスク」を「3359-03，-031磁気テープ・磁気ディスク」に名称・コードを変更。

〔注意点〕

本部門は，未録音・未録画のもの (生のもの) に限られる。

列部門	3359-09	その他の電子部品
行部門	3359-099	その他の電子部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3084「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」，3085「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」，3086「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」，3087「スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業」，3088「プリント回路製造業」及び3089「その他の電子部品製造業」(うち液晶素子を除く)の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ，チューブ及びその他の電子部品製造業」，「3230 テレビジョン・ラジオ受信 (像) 機，音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」，「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

(生産物例示)

抵抗器，コンデンサ，変成器，音響部品，磁気ヘッド，小型モータ (3 W未満のもの)，コネクタ，スイッチ，リレー，スイッチング電源，TV用チューナ，アンテナ，プリント配線板，プリント回路板，磁性材部品 (粉末や金によるもの)，プラグ・ジャック (配線用を除く)，テレビ画面安定器，ダイヤル

〔変更点〕

行部門「3411-012電動機」より超小型電動機 (3 W未満) を分割し本部門に統合。

また，名称を「その他の電子・通信機器部分品」から「その他の電子部品」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において以下の変更を行った。

- ① 昭和60年表の列・行部門「3431-02，-021電気音響機器部分品・付属品」に含まれていた磁気ヘッドを本部門に統合。
- ② 部門の名称を昭和60年表の「3431-09，-099その他の電子・通信機器部分品・付属品」から「その他の電子・通信機器部分品」に変更。

列部門	3411-01	回転電気機械
行部門	3411-011	発電機器
	3411-012	電動機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3110 電動機，発電器及び変圧器製造業」

(生産物例示)

発電機器：直流機，交流発電機，電動発電機，発電機器の

部分品・取付具・附属品

電動機：交流電動機、サーボモータ、小形電動機、回転電機機械の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

行部門「3411-012電動機」に含まれていた超小型電動機（3W未満）を分割し、「3351-09その他の電子部品」に統合。

列部門	3411-02	開閉制御装置及び配電盤
行部門	3411-021	開閉制御装置及び配電盤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3120 配電・制御装置製造業」

〔生産物例示〕

配電盤、制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3411-03	変圧器・変成器
行部門	3411-031	変圧器・変成器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3012「変圧器類製造業（電子機器用を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3110 電動機、発電器及び変圧器製造業」

〔品目例示〕

標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

「その他の送配電機器」から「変圧器・変成器」に名称変更。

列部門	3411-09	その他の産業用重電機器
行部門	3411-099	その他の産業用重電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3015「電気溶接機製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2922 工作機械製造業」、 「3110 電動機、発電機及び変圧器製造業」

〔生産物例示〕

アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、サイリスタ応用交換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用重電機器の部分品・取付具・附属品

列部門	3421-01	電気照明器具
行部門	3421-011	電気照明器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3150 電球及び電気照明器具製造業」

〔生産物例示〕

白熱電灯器具、蛍光灯器具、高圧放電灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、集魚灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3421-02	電池
行部門	3421-021	電池

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池（乾電池、湿電池）製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3140 乾電池及び一次電池製造業」

〔生産物例示〕

筒型マンガン乾電池、積層マンガン乾電池、酸化銀電池、アルカリマンガン乾電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、電池の部分品・取付具・附属品

列部門	3421-03	電球類
行部門	3421-031	電球類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3031「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3150 電球及び電気照明器具製造業」

〔生産物例示〕

一般照明用電球、豆電球、クリスマスツリー用電球、自動車用電球、赤外線電球、パイロット電球、ハロゲン電球、蛍光ランプ、高圧水銀灯、太陽灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、ナトリウムランプ

[注意点]

電球類の部品は、「3421-09, -099その他の電気機械器具」に含める。

列部門	3421-04	配線器具
行部門	3421-041	配線器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3014「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3120 配電・制御装置製造業」

[生産物例示]

小形開閉器, 点滅器, 接続器, 電球保持器, パネルボード, 小形配線箱, ヒューズ, 配線附属品

列部門	3421-05	内燃機関電装品
行部門	3421-051	内燃機関電装品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3016「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

[生産物例示]

充電電動機, 始動電動機, 磁石発動機, 点火用コイル, ディストリビュータ, 充電機, 磁石発電機, 航空機用電装品, 点火せん, 内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

[注意点]

自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

列部門	3421-09	その他の電気機械器具
行部門	3421-099	その他の電気機械器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3099「他に分類されない電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

[品目例示]

電球口金, 導入線, シリコンウエハ(表面研磨をしたもの), 電気接点, 電球・電子用タングステン, 永久磁石, 太陽電池

[変更点]

名称を「その他の軽電機器」から「その他の電気機械器具」に変更。

列部門	3511-01	乗用車
行部門	3511-011	乗用車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち, 乗用車の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3410 自動車製造業」

[生産物例示]

軽乗用車, 小型乗用車, 普通乗用車

[注意点]

シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので, 出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3521-01	トラック・バス・その他の自動車
行部門	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち, 乗用車, 二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3410 自動車製造業」

[生産物例示]

小型バス, 大型バス, 軽トラック, 小型トラック(ガソリン車, ディーゼル車), 普通トラック(ガソリン車, ディーゼル車), けん引車, 特殊自動車, トレーラ

[注意点]

シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので, 出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3531-01	二輪自動車
行部門	3531-011	二輪自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち, 二輪自動車の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3410 自動車製造業」

〔注意点〕

原動機付自転車，モータスクータ，側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので，出荷ベースの金額が1台分の構成部品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列部門	3541-01	自動車車体
行部門	3541-011	自動車車体

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3420 自動車車体製造（設計）業，トレーラ及びセミトレーラ製造業」

〔生産物例示〕

トレーラ，乗用車ボデー，小型・大型バスボデー，小型トラック運転台・荷台，普通トラック運転台・荷台，貨客兼用車ボデー，ダンプ車ボデー，冷凍・冷蔵車ボデー，箱型運転車ボデー，消防車ボデー，タンク車ボデー

列部門	3541-02	自動車用内燃機関・同部品
行部門	3541-021	自動車用内燃機関・同部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部品・附属品製造業」のうち，自動車用内燃機関及び同部品の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業」

〔生産物例示〕

自動車用ガソリン機関，自動車用ディーゼル機関，二輪自動車・モータスクータ用内燃機関，自動車用内燃機関の部品・取付具・附属品（ラジエタ，オイルストレーナ，オイルフィルタ，ピストン，吸気弁，排気弁，シリンダ，キャブレタ，空気清浄器，燃料噴射装置等）

列部門	3541-03	自動車部品
行部門	3541-031	自動車部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部品・附属品製造業」のうち，自動車用内燃機関及び同部品を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業」

〔生産物例示〕

駆動・伝導・操縦装置部品，懸架・制動装置部品，シャシー部品・車体部品，その他の自動車部品，カークーラ，乗用車KDセット，バスKDセット，トラックKDセット，二輪自動車KDセット

列部門	3611-01	鋼船
行部門	3611-011	鋼船

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」のうちの鋼船製造に係る活動及び3142「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

ISIC：「3511 船舶製造・修理業」

〔生産物例示〕

貨物船，貨客船，客船，自動車航送船，油送船，漁船等の鋼船

〔注意点〕

- ① 船体ブロック製造業については，全額自部門取引となるので，原則として生産額には計上せず，鋼船製造の一工程としてとらえる。
- ② 鋼船の改造は本部門に含める。

列部門	3611-02	その他の船舶
行部門	3611-021	その他の船舶

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3511 船舶製造・修理業」，「3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業」

〔生産物例示〕

木造船舶，木製舟艇，プラスチック製舟艇，金属製舟艇

〔注意点〕

- ① 強化プラスチック，アルミ等を主材料とした船舶は，本部門に含める。
- ② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列部門	3611-03	船用内燃機関
行部門	3611-031	船用内燃機関

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3145「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」

〔生産物例示〕

船用蒸気タービン、船用ディーゼル機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン等、船用機関の部分品・取付具・附属品

列部門	3611-10	船舶修理
行部門	3611-101	船舶修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」及び3144「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3511 船舶製造・修理業」、 「3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業」

〔注意点〕

- ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。
- ② 改造は本部門に含めず、「3611-01鋼船」又は「3611-02その他の船舶」に含める。

列部門	3621-01	鉄道車両
行部門	3621-011	鉄道車両

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業」

〔生産物例示〕

鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

〔注意点〕

- ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。
- ② 信号保安装置は本部門に含めず、「3321-09、-099その他の電気通信機器」に含める。

列部門	3621-10	鉄道車両修理
行部門	3621-101	鉄道車両修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業」

〔注意点〕

- ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3621-01、-011鉄道車両」に含める。
- ② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列部門	3622-01	航空機
行部門	3622-011	航空機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「3530 航空機及び宇宙船製造業」

〔生産物例示〕

ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプター、グライダー、その他の航空機、機体部品・付属装置、発動機（ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練設備、航空用装備品等）

列部門	3622-10	航空機修理
行部門	3622-101	航空機修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理の活動を範囲とする。

ISIC：「3530 航空機及び宇宙船製造業」

列部門	3629-01	自転車
行部門	3629-011	自転車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類313「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3592 自転車及び車椅子製造業」

〔生産物例示〕

完成自転車（実用車，軽快車，スポーツ車，子供車，幼児車，ミニサイクル，特殊車），自転車用フレーム，自転車の部分品・取付具・附属品

列部門	3629-09	その他の輸送機械
行部門	3629-091	産業用運搬車両
	3629-099	その他の輸送機械（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業」，  
「3530 航空機及び宇宙船製造業」，「3599 他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業」

〔生産物例示〕

産業用運搬車両：産業用機関車，産業用貨車，構内運搬車（蓄電池運搬車，内燃機関運搬車，パレットトラック），フォークリフトトラック，ショベルトラック，産業用トレーラ，構内作業車，ストラドルキャリヤ，ハンドトラック，その他の動力のない運搬車，産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

その他の輸送機械（除別掲）：飛しょう体（ロケット，人工衛星，気象観測バルン等），飛しょう体の部分品・付属品，他に分類されない輸送用機械器具（リヤカー，荷車，手押車，ショッピングカー，ゴルフカー，ゴルフカート等），他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3711-01	カメラ
行部門	3711-011	カメラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3252「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3320 光学機器及び写真機器製造業」

〔生産物例示〕

35mmカメラ，特殊カメラ，カートリッジカメラ（小型カメラを含む），写真装置・関連器具（引伸機，現像・焼付・仕上器具，写真乾燥機等），カメラ・写真装置の部分品・取付具・附属品（距離計，露出計，ストロボ，フード，フィルタ，三脚，乾板入れ，マガジン，セルフタイマ，現像用タン

ク等）

列部門	3711-09	その他の光学機械
行部門	3711-099	その他の光学機械

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3251「顕微鏡・望遠鏡等製造業」，3253「映画用機械・同附属品製造業」，3254「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類326「眼鏡製造業（枠を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3320 光学機器及び写真機器製造業」

〔生産物例示〕

望遠鏡，双眼鏡，顕微鏡，拡大鏡，映画撮影機，映画映写機，スライド映写機，映画現像装置，映画焼付機，オーバーヘッドプロジェクター，映写スクリーン，カメラ用レンズ，カメラ用交換レンズ，光学レンズ，プリズム，眼鏡，眼鏡わく，眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む），その他の光学機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3712-01	時計
行部門	3712-011	時計

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類327「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3330 時計製造業」

〔生産物例示〕

ウォッチ（腕時計，懐中時計），ウォッチ用ムーブメント，クロック（機械時計，置時計，目覚時計，掛時計，計器板時計，設備時計等），クロック用ムーブメント，その他の時計（ストップウォッチ，タイマー時計，メトロノーム等），時計の部分品（文字板，ぜんまい，歯車，ねじ），時計側

列部門	3719-01	理化学機械器具
行部門	3719-011	理化学機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類324「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3312 測定，検査，試験，航法及びその他の機器製造業（生産工程制御装置を除く）」

〔生産物例示〕

研究用機器（化学機器，物理学機器，気象観測機器等），  
教育用機器（物理・化学・博物実験機器，数学機器等），地  
球物理学機器（重量計，磁力計等），天文機器，理化学機械  
器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3719-02	分析器・試験機・計量器・測定器
行部門	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類321「計量器・測定器・分析機  
器・試験機製造業」及び322「測量機械器具製造業」の生産  
活動を範囲とする。

I S I C : 「3312 測定，検査，試験，航法及びその他の機  
器製造業（生産工程制御装置を除く）」

〔生産物例示〕

一般長さ計，積算体積計（オイルメータ，ガスマータ，水  
量メータ等），その他の体積計（ます，化学用体積計，メス  
フラスコ等），はかり（台はかり，ばね式はかり，電子はか  
り等），温度計（ガラス製のもの），圧力計，金属温度計，流  
量計，液面計，精密測定器，工業用長さ計，光分析装置，そ  
の他の分析装置，材料試験機，その他の試験機，光度計，光  
束計，照度計，屈折度計，公害計測器，密度計，比重計，騒  
音計，周波数計，速さ計，地震計，測量機械器具（ジャイロ  
計器，磁気コンパス，測角測量機，水準測量機等），分析器・  
試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・附属品

列部門	3719-03	医療用機械器具
行部門	3719-031	医療用機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類323「医療用機械器具・医療用  
品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3311 内科用・外科用機器及び整形外科用器具  
製造業」

〔生産物例示〕

医療用機械器具・装置，病院用器具・装置，歯科用機械器  
具・装置，動物用医療機械器具，医療材料，歯科材料，医療  
用機械器具の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

医療用のX線装置，電子応用装置及びレーザー応用装置は  
「3331-01，-011電子応用装置」に含まれる。

列部門	3911-01	玩具
行部門	3911-011	玩具

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3431「娯楽用具・玩具製造業  
（人形，児童乗物を除く）」，3432「人形製造業」及び3433  
「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3694 ゲーム及び玩具製造業」

〔生産物例示〕

トランプ，囲碁，将棋，麻雀ばい，縫ぐるみ，金属製玩具  
（ゲームウォッチ，ゲーム電卓，テレビゲーム（家庭用）等），  
木製玩具（積木，けん玉等），陶磁器製玩具，プラスチック  
製玩具，クリスマス用品，鯉のぼり，日本人形，節句人形，  
ひな人形，西洋人形，だるま，児童乗物（揺らん，歩行補助  
機，乳母車，三輪車），玩具の部分品・附属品

〔変更点〕

平成2年表において，本部門に含まれていたゲーム用ソフ  
トを「3919-02情報記録物」へ統合した。

列部門	3911-02	運動用品
行部門	3911-021	運動用品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3434「運動競技用具製造業」の  
生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3693 スポーツ用品製造業」

〔生産物例示〕

野球用具，ソフトボール用具，バスケットボール用具，バ  
レーボール用具，ラグビー用具，サッカー用具，テニス用具，  
卓球用具，バドミントン用具，ゴルフ用具，ホッケー用具，  
スキー用具，水上スキー用具，スケート用具，トラック・フィー  
ルド用具，体操用具，釣道具・同附属品，ビリヤード，ぶら  
んこ，すべり台，空気銃，猟銃，剣道用具，ハンググライダー，  
運動用品の部分品・附属品

〔注意点〕

帽子，ユニフォーム，靴，ベルト等は，本部門ではなく，  
それぞれの部門に含まれる。

列部門	3919-01	楽器
行部門	3919-011	楽器

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類342「楽器」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3692 楽器製造業」

〔生産物例示〕

ピアノ、ギター、電気ギター、オルガン、電子オルガン、ハーモニカ、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、電子ピアノ、三味線、琴、尺八、オルゴール、電子キーボード、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「3919-01、-011楽器・レコード」を分割。

列部門	3919-02	情報記録物
行部門	3919-021	情報記録物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3496「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2213 記録媒体出版業」, 「2230 記録媒体複製業」

〔品目例示〕

レコード、ミュージックテープ、コンパクトディスク、テレビゲーム用ソフト、パソコン用ソフト

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3919-02、-021レコード」を「情報記録物」に名称変更。また、「3211-03ビデオ機器」に含まれていたビデオソフト、「3311-01電子計算機本体」に含まれていたコンピュータソフト・プログラム、「3919-09その他の製造工業製品」に含まれていたプリペイドカード、「3911-01玩具」に含まれていたテレビゲーム用ソフトなどを本部門に統合。

列部門	3919-03	筆記具・文具
行部門	3919-031	筆記具・文具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類344「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3699 他に分類されない製造業」

〔生産物例示〕

万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステ

ル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンパス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、ナンバリング、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ(ホッチキス)、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・附属品

列部門	3919-04	身辺細貨品
行部門	3919-041	身辺細貨品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類341「貴金属製品製造業(宝石加工を含む)」, 小分類345「装身具・装飾品・ボタン・関連品製造業(貴金属、宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。

なお、大蔵省の造幣局特別会計の敷章も本部門の生産活動の範囲とする。

I S I C : 「3691 宝石及び同関連製品製造業」, 「3699他に分類されない製造業」

〔生産物例示〕

首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッチ、バックル、メタル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身辺細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、かつら、かもじ、敷章、身辺細貨品の部分品・附属品

〔変更点〕

平成2年表で本部門に含まれていたうち、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品を「3919-09その他の製造工業製品」に統合。

また、「3919-09その他の製造工業製品」に含まれていた造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどを本部門に含めた。

列部門	3919-05	畳・わら加工品
行部門	3919-051	畳・わら加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類3472「畳製造業」及び3471「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2029 その他の木製品製造業、コルク、わら及び編み物素材製品製造業」

〔生産物例示〕

畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、



なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

〔変更点〕

平成2年表において、「3919-09その他の製造工業製品」に含まれていた麦わら帽子、さなだ帽子を本部門に含めた。

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「1519-01、-011わら・い加工品」から変更。

列部門	3919-06	武器
行部門	3919-061	武器

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類33「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2927 武器及び弾薬製造業」

〔生産物例示〕

銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・附属品、武器修理

列部門	3919-09	その他の製造工業製品
行部門	3919-099	その他の製造工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類346「漆器製造業」、細分類3473「うちわ、扇子、ちょうちん製造業」、3474「ほうき・ブラシ製造業」、3475「傘・同部分品製造業」、3476「マッチ製造業」、3477「喫煙用具製造業（貴金属、宝石製を除く）」、3478「魔法瓶製造業」、3491「煙火製造業」、3492「看板・標識機製造業」、3493「パレット製造業」、3494「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3495「工業用模型製造業」及び3499「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3699 他に分類されない製造業」

〔生産物例示〕

漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火（がん具を含む）、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型（地球儀、食品模型）、工業用模型（木型を含む）、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品

〔変更点〕

平成2年表において本部門に含まれていた「プリペイドカード」を「3919-02情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーを「3919-04身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子を「3919-05畳・わら加工品」にそれぞれ統合した。

また、「3919-04身辺細貨品」に含まれていたうちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具を本部門に統合した。